点	北緯	東経
10	34°27′03.8974″	132°26′32.1594″
11	34°27′03.5658″	132°26′31.7283″
12	34°27′03.8521″	132°26′31.5615″

○国土交通省告示第二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鹿島川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第千六十五号で指定した鹿島川に掲げる土地の区域を除く。）

福井県南条郡南越前町大桐

七二字戸谷口　八番　一号
六九字牛尾谷口　六番　三号
七〇字牛尾谷　五番　二号
七三字戸谷　九番　十号
九七字嵩谷　地先無番地　十一号
九八字中戸谷　一番五一　七号から九号まで
一〇三字堂谷口　一番二　四号

福井県南条郡南越前町山中

二字浄連出　一番　五号及び六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七重谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第千六十五号で指定した七重谷川に掲げる土地の区域を除く。）

福井県南条郡南越前町大桐

一〇八字向川原　三一一番　一号
三一〇番　二号
一九番　三号
三字膳所後所　五番　六号
四字口道子二保　二番一　四号
一〇六字北七重谷　五番三　七号及び八号
五番一〇三　五号

官庁報告

文　教

日本学士院会員候補者の推薦について

日本学士院は、日本学士院会員選定規則第２条の規定により、令和７年12月12日開催の第1194回総会において、下記により日本学士院会員の補充を行うことを決定しました。会員候補者を推薦される場合には、「日本学士院会員選定規則（抄）」を参照の上、期間内に本院に御提出ください。

令和８年１月９日　日本学士院長　野依　良治

記

１．各部、各分科において補充すべき会員の数

第１部（人文科学部門）

第１分科（文学・史学・哲学）　３名以内
第２分科（法律学・政治学）　２名以内
第３分科（経済学・商学）　２名以内

第２部（自然科学部門）

第４分科（理学）　２名以内
第５分科（工学）　１名以内
第６分科（農学）　３名以内
第７分科（医学・薬学・歯学）　２名以内

計　15名以内

２．書類の提出期間　令和８年１月13日から２月28日まで（消印有効）

３．必要書類

⑴　推薦書（別紙様式）
⑵　履歴（学歴、職歴、賞罰等について概要を記載する。）
⑶　主要な学術上の業績（その大要を記載する。）
⑷　主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）

４．書類の提出方法

⑴　オンラインフォーム

以下のＵＲＬを御確認ください。

https://www.japan-acad.go.jp/japanese/news/2026/010901.html

⑵　郵送

下記宛に御提出ください。

〒110―0007　東京都台東区上野公園７―32　日本学士院

※Ａ４判、正副２通、１通はコピー可

別記様式

日本学士院会員候補者推薦書

１．被推薦者氏　名
１．本　籍　都道府県名のみ記す。
１．住　所　〒
１．生年月日
１．現職（若しくは最終の職）
１．専攻学科目
１．所属すべき分科の指定

上記○○○○氏を学術上功績顕著な科学者と認め日本学士院会員候補者に推薦します。

年　月　日

（推薦者が学術団体である場合）

推薦者
学術団体名及び所在地
代表者
氏　名　（団体における地位、役名等頭書）
住　所

日本学士院長　殿